

東大阪市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

(回答)

雇用環境は、依然中高年齢者等就職困難者に厳しい状況にありますが、新規学卒者については少し改善傾向が見受けられます。

本市では、雇用確保と雇用創出にむけて、ハローワーク・大阪府・東大阪商工会議所などと連携して、引き続き、就職フェスタや就職フェア等の就職面接会の開催など、雇用機会の創出の場を設定するとともに、就職困難者の就労を支援する地域就労支援事業を実施してまいります。

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

(回答)

「モノづくりのまち」東大阪市として地場産業等基盤技術産業を継承発展させるとともに、東大阪ブランド製品等付加価値のある商品の開発など、雇用創出につながる新規事業の開拓にむけて、大阪府などとも連携し施策を実施してまいります。

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

(回答)

現在、若年者等実態調査を実施して市内企業の雇用実態を多角的に把握するとともに、正規雇用など雇用の質の向上にむけて、若年層と中小企業のマッチングなど雇用促進と安定の施策に今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

(回答)

「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供につきましては、「市政だより」「労政ニュース」はもとよりホームページなどを通じて積極的に行うとともに、地域就労支援センターなどを通じて相談者等にも直接案内してまいります。

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

若年者等雇用施策をはじめ労働者の権利と雇用の確保にむけた労働雇用行政の強化のため、具体的な施策の充実と体制の整備を関係部局に働きかけてまいります。

2. 経済・中小企業施策

- (1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。
- (2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(一括回答)

(1)・(2)について、中小企業のみならず社会・経済における人的資源の重要性は認識しており、本市では、「活力ある産業社会を切り開くまちづくり」の推進を「第2次総合計画」に位置づけ、市内産業の振興を図るため、市内産業に関する人材の育成支援や就労機会の確保・職業能力の向上などの労働環境の充実に重点的に取り組むべく、関連する様々な支援策を展開しております。今後も引き続き市内動向やニーズ等を適切に把握し、市内産業の振興にむけた方策を講じてまいりたいと考えております。

3. 行財政改革施策

- (1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。

(回答)

行財政改革の着実な推進とともに、法令を遵守し市民に対して社会的責任を果たすことの重要性は認識しております。

- (2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

財政プライマリーバランスの健全化はもちろんのこと、行財政改革を推進するために、集中改革プランの着実な実行が重要と認識しております。

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

「大阪府保健医療計画」に沿って関係機関が連携を図り、患者の視点に立った地域医療連携体制の充実にむけた政策を進めてまいりたいと考えております。

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

介護サービスの利用方法や制度理念等については、パンフレット「みんなの介護保険V」を市民に提供しており、これを維持・充実していくとともに、介護サービス情報の公表が円滑に推進されるよう介護支援専門員との意見交換会の活用など関係機関とも連携してまいります。

また、苦情・相談体制につきましては専任の職員を配置しており、加えて「東大阪市介護保険不正防止・検証・制度円滑推進協議会」の介護保険サービス苦情相談部会で対応困難事例等について助言を受けており、引き続き良質なサービスが提供されるよう努めてまいります。

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

地域包括支援センターが中心となって東大阪市高齢者地域ケア会議を運営しており、介護・福祉・医療の関係機関のほか、地域で高齢者の支援を行っている人々の参画を得てネットワークを構築しており、その活動状況は関係団体等から選出した委員を含む会議で報告することで明らかにするよう努めております。

地域包括支援センター運営等協議会には被保険者代表として3名の方に委員として参加していただいております。

(4) 高齢・退職者の生きがいくくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

市民が生涯にわたって、いつでもどこでも自主的に学習に取り組めるように、各関係機関・団体及び地域との連携を図りながら生涯学習の諸政策を実施してまいりたいと考えております。

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

生活保護法の実施にあたっては、「生活に困窮するすべての国民（市民）に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」法の趣旨を第一義に、国が示す保護の実施要領に基づいて行っているところです。

雇用支援につきましては、格差社会が叫ばれるなか、若年者の非正規雇用の増加は晩婚化・少子化につながり、社会の安定にとって望ましいものではありません。中高年齢者・障害者など就職困難者の雇用確保はもとより若年者等の正規雇用の実現にむけ、ハローワーク・大阪府など関係機関と連携して支援体制を確立してまいります。

(6) 厚生労働省の発表するHIV感染者・AIDS患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のHIV感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

6月のHIV検査普及週間や12月の「世界エイズデー」に合わせた夜間検診の実施、駅頭でのキャンペーンとしての啓発グッズの配布、また市内の大学に出向き学生に対する啓発活動を行っています。今後も医師会など関係機関と連携し、あらゆる機会を通じて積極的なエイズ対策を行っていきたいと考えております。

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保

育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

休日・延長・病児・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等の保育制度の改善・拡充につきましては、本市「次世代育成支援行動計画」のなかで掲げており、その目標を達成すべく努めてまいります。

地域でのネットワーク型子育て支援のための連携等について、公立保育所・子育て支援センター等を地域子育て支援の中核的役割を果たす施設と位置づけ、地域内の民間保育園・幼稚園等と情報を交換し相互に連絡調整を図り、地域実情に応じかつ総合的な子育て支援ができる体制を検討してまいります。

医療機関と併設した病児保育については、本市においてはすでに1ヶ所設置しており、さらに増設にむけて努力してまいります。

今後も多様な子育て支援ニーズに応えるための施策拡充にむけ、検討してまいりたいと考えております。

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

保育制度の維持については、今後も最大限努めてまいります。また、人材育成のための研修については、現在も可能な限り研修を行ったり研修への参加に協力しており、今後もこれらが続けてまいります。

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

児童の放課後対策につきましては、平成19年度に文部科学省の事業である放課後子ども教室を小学校18校で実施しております。

留守家庭児童育成クラブにつきましては、平成15年度に全小学校区に設置しております。また、補助金制度の拡充・対象の拡大は現在のところ困難です。

環境整備につきましては、平成17年度に大規模な施設改善を実施したところですが、今後ともよりよい環境整備に努めてまいりたいと考えております。また、運営上の課題につきましては、今後とも改善に努めてまいります。

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会(すこやかネット)」

や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり（子ども110番など）の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

地域教育協議会（すこやかネット）につきましては、現在全26中学校区に設置されており、地域コミュニティ紙の発行、フェスタの開催、校区内清掃活動、職場体験学習への協力等、地域のニーズや特性に応じた子どもたちのための様々な取り組みを行っていただいております。

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないように、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。

(回答)

大阪府育英会奨学金制度の周知・改善・拡充については、大阪府市長会を通じ同奨学金制度の充実を図るよう要望しております。また、日本学生支援機構における奨学金事業についても、大阪府都市教育委員会連絡協議会を通じ、同事業の充実を図るよう国に対して要望しております。

就学援助の水準については、今後の各市の動向も参考にし検討してまいりたいと考えております。

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

府の人権擁護士制度等も活用しながら、関係機関とも連携をとり人権相談の充実を図ってまいります。また、社会的マイノリティに対する人権侵害をも含め、人権問題の啓発に取り組んでまいります。

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに

30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

本市では「男女共同参画推進プランひがしおおさか21」を策定、その施策の推進を図るため男女共同参画推進本部を設置し、幹事会・実務担当者会議を通じ関係部局に対し積極的に働きかけております。

また、「東大阪市における審議会等への女性の参画推進要綱」を策定し、この要綱に沿って審議会等への女性の参画を進めており、目標比率30%の達成にむけ取り組みをしているところであり、今後とも早期実現に努めてまいりたいと考えております。

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

(回答)

平成16年7月1日に施行された条例の周知を今後ともあらゆる機会・媒体を通じ図るとともに、市・市民・事業者及び教育関係者が一体となって男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するよう努めてまいりたいと考えております。

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

本市では、男女共同参画センター・イコーラムにおいてセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスをはじめ様々な相談に対応する窓口を設置しており、今後もさらに「市政だより」・ホームページ・リーフレットなどにより周知に努めます。また相談員については、定例で研修を行っており、相談者に適切に対応できるよう努めております。

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

男性の育児休業取得を促進するため、男女共同参画社会基本法及び「東大阪市男女共同参画推進条例」の理念に基づき、行政や事業所、男性自身を含む社会全体の意識を変革するための啓発

を関係機関と連携し、引き続き行ってまいりたい。

8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

(回答)

地球温暖化防止対策を推進するため、市民・事業者及び行政が協働する組織である東大阪地球温暖化対策地域協議会を設立し、環境家計簿の普及啓発事業などの取り組みを行っております。

また、労働団体やその他関係団体・市民団体・学識経験者等の意見を反映する東大阪市環境審議会を設置し、環境についての重要事項の政策決定時には意見をいただいているところです。

(1)－② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

「東大阪市ヒートアイランド対策率先推進計画」（平成16年12月）に基づき、大阪府と連携して施策を推進するとともに、関係部局に働きかけてまいりたいと考えております。

(1)－③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

市民・事業者・行政でつくる東大阪地球温暖化対策地域協議会を中心に、温暖化防止活動に取り組んでいきます。

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率（10.5%）を、早期に全国平均並み（19.0%）にするために、リサイクル推進のための施策を講ずること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

本市では平成17年度に「東大阪市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」第3期の中間見直しを行い、平成18年度から平成27年度の10年間の第4期計画を策定しました。この計画では、三者（市民・事業者・行政）の協働によるリサイクル率の向上などによって、平成27年度にはごみの量を30%減量することをめざしています。そのために、家庭ごみのなかで5割以上の容積を占めるプラスチック製容器包装とペットボトルの分別収集を平成22年度までに全市において実施することとし、現在収集地域を拡大しているところです。

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

産業廃棄物の運搬や処分を委託する場合、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用が義務付けられています。マニフェストの交付違反や虚偽記載等を行った場合罰則が適用されます。

本市におきまして、排出事業者や産業廃棄物処理業者への立ち入り指導を実施しマニフェスト制度の徹底を図るとともに、野外焼却・野積み・不法投棄等で悪質な事例の場合は警察に協力を求めるなど指導を強化しています。また、環境月間（6月）には、野外焼却等の重点監視パトロールを行っており、不適正処理の低減に努めます。

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

生活排水対策については、平成4年3月に本市域が生活排水対策重点地域の指定を受け、公共下水道等の生活排水処理施設の整備促進のほか、家庭からの汚濁負担の削減にむけた河川水質改善に対する取り組みとして、地域の啓発の核となる生活排水対策指導員の育成、水環境保全等の意識啓発を推進するための河川流域市民の交流として恩地川フェスティバルの開催など取り組んできました。今後は、公共下水道の普及促進とともに地球温暖化対策をはじめとする環境問題全般の啓発活動とあわせて、生活排水対策の必要性を広く家庭に啓発する活動を推進していきます。

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

「地域防災計画」につきましては、災害対策基本法に基づき毎年見直しを行っております。今後も引き続き大阪府等防災関係機関と連携し、また「地震防災戦略」をもとに防災対策の強化に努めてまいります。

災害時用の食糧備蓄体制について、本市におきましては、市立小中学校80校を第1次避難所として位置付け、食料・飲料水・生活必需品等を備蓄しております。またそのほかにも、市内数ヶ所の備蓄倉庫に食料・飲料水・生活必需品等を備蓄し、本市の被害想定人口10万人に対する備蓄の整備を行っております。今後関係部局と調整を図り、市民のニーズに対応し、かつ災害時要援護者にも対応できる物資・資機材の確保を進めてまいりたいと考えております。

住民参加の訓練実施については、平常時から災害時の備えとして、地域住民が地域防災組織（自主防災会）等に参加し防災訓練を行っているところです。今後、さらなる地域防災力の強化にむけた取り組みを実施してまいりたいと考えております。

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが（9.3%から84.1%）、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

学校施設の耐震化につきましては、現在災害時の避難所として最大の収容場所となる屋内運動場を優先に進めており、平成22年度にはすべての屋内運動場の耐震化が完了する予定です。

一方、膨大な事業量となる校舎の耐震化についても、屋内運動場の耐震化完了後、引き続き整備が図れるよう努めてまいります。

(3) 公共施設（特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設）へのAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）の設置を拡充すること。

(回答)

AEDにつきましては、本市は、野球場・運動施設等を含めた公共施設に計画的に設置していきたいと考えております。

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

60歳以上の方や障害のある方に、土に親しみ土を通じて相互親睦と健康増進を図り、農作物を

収穫する喜びを知ってもらうため、平成19年12月末現在、15ヶ所804区画の福祉農園を運営しております。

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

違法駐車を取り締まりについては、引き続き所轄警察署に要望していきます。

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

現在、「東大阪市交通バリアフリー基本構想」により指定された重点整備地区内において、歩道等の段差解消などを実施しております。今後とも、道路のバリアフリー化の推進を図ってまいります。

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

歩車分離信号の設置拡充については、交通事故防止の観点から必要と認められる箇所について引き続き所轄警察署に要望していきます。

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

レンタサイクルにつきましては、交通渋滞の緩和等の効果が見込まれるので、今後可能な限り検討してまいりたいと考えております。